

公立大学法人宮城大学審議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成21年4月1日

規程第72号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の審議会の委員等に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、審議会の委員等とは、次に各号に掲げる者をいう。

- 一 公立大学法人宮城大学定款第19条第1項及び第23条第1項に規定する経営審議会及び教育研究審議会の委員
- 二 その他法人が招集する会議等の構成員及び出席者

(報酬)

第3条 審議会の委員等に支給する報酬の額は、出席1回につき11,600円とする。

2 前項に規定する報酬は、出席した日数に応じてその都度支給する。

3 法人の役員及び職員であって審議会の委員等になった者には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 審議会の委員等に支給する費用弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じて公立大学法人宮城大学旅費規程に規定する額とし、その支給については職員の例による。

- 一 他大学の学長又はこれと同等以上の者として理事長が認める者 法人の理事長に支給される額と同一の額
- 二 前号以外の者 法人の理事長以外の役員に支給される額と同一の額

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。